



宮 崎 県 公 報

令和8年5月18日 (月曜日) 第 713 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定訪問看護事業所の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1

頁

- 公金の支出に関する事務の委託…………… (雇用労働政策課) 1
- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 2

公 告

- くろまぐろ (大型魚) に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 9

告 示

宮崎県告示第 383号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)) 第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定訪問看護事業所から変更の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人社団光学堂	延岡市中島町4丁目314-3	訪問看護事業所あたご	延岡市中島町4丁目314-3	延岡市愛宕町3丁目23番地	延岡市中島町4丁目314-3	令和4年3月1日

宮崎県告示第 384号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
スバル薬局	日向市上町9番3号	令和7年9月30日

宮崎県告示第 385号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字広原字竹屋敷6134-7から6134-11まで、6134-15、6134-16、6134-40、6134-41
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字竹屋敷6134-9から6134-11まで・6134-15・6134-16・6134-40・6134-41 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 386号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 243条の2第1項の規定により、公金の支出に関する事務 (以下「公金事務」という。) を次

のとおり委託した。

令和 8 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
宮崎県賃上げ対応緊急支援金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託をする期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 387号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（競争入札参加資格審査の申請）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、<u>特別な理由がある場合はその一部を省略することができる。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（競争入札参加資格審査の申請）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、<u>電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合その他知事が特別の理由があると認めた場合はその一部を省略することができる。</u></p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>3 [略]</p>

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別 紙 2

商号又は名称		代表者職氏名	
--------	--	--------	--

営業概要及び申請する営業種目の許可、認可等について

1 営業概要

(1) 営業等の状況

年間売上総額	円
--------	---

登記簿上の営業年数	年
-----------	---

	常勤(正社員)	その他(臨時・パート)	合計
従業員数	人	人	人
(上記のうち雇用している障がい者数)	人	人	人

(2) 資本の状況(法人のみ記入)

負債・純資産合計	円
(うち純資産合計)	円
(うち資本金)	円

流動資産	円
流動負債	円

2 申請する営業種目の許可、認可等

許可、認可等の名称	取得者氏名	取得番号等	取得年月日

別 紙 4

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名 _____

チェック欄 (該当する項目にチェックを入れてください。)

- 当事業所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。

直近の領収証書の写しを貼付してください。

(注 複数の市町村に納税している場合、貼付する領収証書は、
最も納税者の多い市町村の領収証書のみで可)

<県外事務所で宮崎県内に事業所がなく居住する従業員もいない場合>

- 当事務所は、宮崎県内に事業所 (支店又は営業所を含む。) がなく、かつ、宮崎県内に居住する従業員がいません。

<添付する領収証書の写しがない場合>

- 当事務所は、現在 _____ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定 (特別徴収義務者番号 _____) を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

<特別徴収義務がない場合>

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

<開始誓約>

- 当事業所は、 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) 宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市 (町・村) 確認印

様式第 2 号 (第 6 条関係)

資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所又は所在地

商号又は名称

氏 名
(法人にあつては
代表者職氏名)

債権者番号

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 前	変 更 後

【法人の場合】

登記情報の入手・参照について 会社法人等番号 <small>※県が電子情報処理組織を使用して登記情報を入手し、参照することに同意した場合のみ記載</small>	<small>県が電子情報処理組織を使用して登記情報を入手し、又は参照することについて同意しますか。</small> 同意する ・ 同意しない
--	--

変 更 事 項

該当に○	変 更 事 項	添 付 書 類	変更年月日
	商号又は名称	登記簿謄本	
	代表者・代表者職名	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	役員 (取締役等)	登記簿謄本、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	所在地	登記簿謄本	
	登録印鑑 (実印)	印鑑証明書	
	種目の追加	許可等の証明書類 (該当がある場合)	
	資本金	登記簿謄本	
	許可、認可等	許可等の証明書類	
	使用印	使用印届	
	受任者商号又は名称	委任状	
	受任者・受任者職名	委任状、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3)	
	受任者追加	委任状、役員の一覧表 (競争入札参加資格審査申請書 別紙 3) □ 口座振替支払申出書	
	受任者印・所在地	委任状	
	振替口座	口座振替支払申出書	
	電話番号、FAX 番号 メールアドレス	—	

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱別記様式第1号及び別記様式第2号の規定は、令和8年を登録基準年とする競争入札参加資格から適用し、令和5年を登録基準年とする競争入札参加資格については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年5月7日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年5月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （4月から12月まで）	36.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 （1月から3月まで）	5.8トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （4月から9月まで）	6.2トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10月から3月まで）	3.8トン

--	--